

2023年9月

お客さま各位

とうほう証券株式会社

適格請求書（インボイス）の発行事業者登録番号および交付について

2023年10月1日より、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されます。これにより、消費税の仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者より交付を受けた「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要になります。

とうほう証券株式会社（以下「当社」といいます）は、適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、適格請求書発行事業者番号をお知らせいたします。また、当社におけるインボイス制度の対応方法については、以下の通りとさせていただきます。

適格請求書発行事業者登録番号： T5-3800-0102-5912

記

1. 当社のインボイス発行方法について

インボイスは、手数料をお支払いいただいた1取引毎に1通発行、「取引報告書」等とは別に、原則1か月分まとめて翌月にお客さま宛に郵送等で交付いたします。

なお、1か月間に該当するお取引がない場合は、交付物はありません。

*弊社の発行するインボイスが仕入税額控除に使用できるかは、お客さまの事業や消費税額の計算方法等によりしますので、税理士等にお問い合わせください。

2. お客さまへのインボイスの交付について

(1) 法人のお客さま

すべてのお客さまにインボイスを交付いたしますので、お客さまからの申し出は不要です。

(2) 個人のお客さま

お客さまからの申し出によりインボイスを交付いたしますので、インボイスが必要なお客さまは、営業担当者へお申し出ください。

以 上